

座間市立総合福祉センターへの太陽光発電設備等導入事業
(P P A事業) プロポーザル実施要領

令和5年12月
座 間 市

1. 趣旨

本要領は、令和4年2月に「座間市ゼロカーボンシティ宣言」を行ったことに伴い、本市が所管する公共施設に太陽光発電設備等を導入し、平時の電源として利用することにより、温室効果ガス排出量を抑制することを目的として、電力購入契約（P P A = P o w e r P u r c h a s e A g r e e m e n t）方式による太陽光発電設備等の導入事業に参加する者を公募するものである。

2. 事業概要

(1) 事業名

座間市立総合福祉センターへの太陽光発電設備等導入事業（P P A事業）

(2) 事業場所

別添仕様書のとおり。

(3) 事業期間

別添仕様書のとおり。

(4) 担当部局

郵便番号：〒252-8566

住 所：神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

担 当：座間市くらし安全部ゼロカーボン推進課

電 話：046-252-7675

F A X：046-255-3550

メールアドレス：zerocarbon@city.zama.kanagawa.jp

3. 事業者の参加資格等

提案者は、単独の法人の場合は、以下の全ての要件を満たしている者であること。

共同事業者の場合は、いずれも以下の要件を満たしている者であること。但し、④、⑤については、共同事業者の構成員のうち、いずれか一者以上が要件を満たしていること。

- ① 提案者は単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）であること。応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。ただし、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを妨げるものではない。
- ② 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人とする。

- ③ 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- ④ 民間を含めたP P A事業の採用実績があること。
- ⑤ 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
 - ・ 第一種、第二種若しくは第三種電気主任技術者
- 上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。
- ⑥ 次のいずれの項目にも該当しないこと。
- (ア) 契約を締結する能力を有しない者
- (イ) 破産者で復権を得ない者
- (ウ) 市との契約等において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後3年を経過した者については、この限りでない。
- (エ) 破産法（平成16年法律第25号）第18条又は第19条に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。
- (オ) 市税、消費税・地方消費税を滞納している者
- (カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者や、自治体暴力団排除条例（自治体条例第6号）第7条第1項に規定する暴力団関係事業者
- (キ) 市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

4. 提出書類

原則として、紙資料にて提出する。

なお、追加としてデータを保存した電子媒体（CD-R等）を求める場合がある。

(1) プロポーザル方式参加表明書

単独の法人の場合は様式①、共同事業者の場合は様式①に加え、任意の共同事業体協定書を作成し提出すること。協定書には、各構成員の代表者印を押印し、構成員の役割分担を記載すること。

(2) 会社概要説明書

様式②に必要な事項を記入し、提出すること。(共同事業者の場合は構成員ごとに作成すること)

(3) 参加資格に係る書類

以下の書類を添付すること。

- ① 類似事業の契約書等の写し（契約が証明できる部分のみの写しで可）
- ② 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し
- ③ 登記事項証明書、印鑑証明書（競争入札参加資格名簿に登載されている場合は不要）
- ④ 誓約書（様式③）
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書（直近3年分）
- ⑥ 納税証明書（国税・県税等）

(4) 企画提案書

- ① 提案書表紙（様式④-1）
- ② 事業の実施内容（様式④-2）
- ③ 事業実施体制（様式④-3）
- ④ 実務実績書（様式④-4）
- ⑤ 事業実施スケジュール（任意様式）
- ⑥ チェックリスト（様式⑤）

5. 企画提案書の内容

別紙仕様書を参照のうえ、次の内容で作成すること。

(1) 提案書表紙（様式④-1）

(2) 事業の実施内容（様式④-2）

① 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

② 太陽光発電設備の容量

施設における想定設置容量（太陽光発電設備の定格出力（kW））を検討し、総想定設置容量を記載すること。

③ 蓄電池設備の容量

想定設置容量（蓄電池の定格容量（kWh））を検討すること。

④ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

・施設における想定自家消費電力量を検討すること。検討に当たっては、施設の自家消費電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。

・温室効果ガス排出削減量は、施設における1年間の総量を算出すること。なお、

算出するに当たり、市が契約している電力会社のCO₂排出係数(2022年度)
「0.434kg-CO₂/kWh」を使用すること。

⑤ 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法(架台等)、検討において想定した設備仕様(寸法、重量等を含む)を記載すること。
- ・想定する設置場所、設置方法におけるJIS C8955に定められている荷重(風圧、積雪、地震等)に対する太陽光発電設備の耐荷重を、風速、積雪量、震度等を用いて記載すること。
- ・太陽光発電設備の単位面積当たりの重量(架台及び基礎、パネル重量込み:単位N/m²又はkg/m²)を記載すること。

⑥ 非常時・停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

- ・非常時・停電時のシステム構成図
- ・非常時・停電時の利用、操作方法(特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等)
- ・自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力(kW)

⑦ 自家消費料金単価及び発電設備導入前後の電気料金(参考見積)

- ・単価は事業期間中一定とし、市より提示した参考価格をもとに、国補助事業又は交付金事業を活用した形及びそれらを活用しなかった形の2パターンで提案すること。その際、協議事項としている設備の一時撤去費及び屋根への金具設置費については、それぞれが負担する場合で提案すること。国補助事業は「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」を想定し、交付金事業は「地域脱炭素の推進のための交付金」のうち、「重点対策加速化事業」を想定すること。参考価格は、参加資格審査結果決定通知送付後に提供する。(単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提示すること。)
- ・電気料金の概算単価については、運転期間中におけるモデル施設での市の負担として算出すること。(運転期間最長20年間分の電気料金シミュレーション等、国補助金や交付金を合わせた額等も入れた場合の算出根拠を含む。)

⑧ その他独自提案

以下の項目やその他の事項について、独自の提案が可能な場合は記載すること(任意記載)

市の特性を踏まえた提案/環境教育に係る取組/その他温室効果ガス排出量の削減に有効な提案/太陽光発電設備による発電量や、温室効果ガス排出量の削減量

を把握するための設備

(3) 事業実施体制（様式④－3）

- ① 事業実施体制図
- ② 工事計画概要
 - ・設備導入工程表
 - ・実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）
 - ・事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール
- ③ 市内の業者の活用の提案
- ④ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）と実施体制
- ⑤ 代表事業者の経営状況（5年間）
貸借対照表、経常利益（もしくは営業利益率）、流動比率、自己資本比率等
- ⑥ 故障、緊急時の対応体制図
- ⑦ 事業実施中のリスク対策
損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること
- ⑧ 事業実施に関する保証
設備の導入、運転期間中、撤去までに係る全ての保証内容
- ⑨ 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

(4) 実務実績書（様式④－4）

実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること。（契約が証明できる部分のみの写しで可）

(5) 事業実施スケジュール（任意様式）

(6) チェックリスト（様式⑤）

様式④－2及び様式④－3に記載をしたものに○をつけるとともに、項目の一部について抜粋して記載すること。

6. 留意事項

(1) 記載の要件

- ・A4版を基本とすること。一部A3版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- ・枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめ、ページの通し番号を付すこと。

- ・表紙、目次及び参考見積書はページ数にカウントしない。
- ・文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- ・提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ・言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- ・文字サイズは11ポイントとするが、図表等では他のポイントの使用も可とする。
- ・上下に20mm、左右に23mmの余白を設定すること。

(2) 企画提案書

表紙をつけ、表題を記載すること。

提出できる企画は、前項(2)の⑦に提示したとおり、国補助事業又は交付金事業を活用した形及びそれらを活用しなかった形の2パターンで提案することとする。

7. 提出方法等

(1) 提出の形式・部数

- ① プロポーザル方式参加表明書(様式①)、会社概要説明書(様式②)、参加資格に係る書類：各1部
- ② 企画提案書(正本1部、副本9部)

(2) 提出期限

- ① プロポーザル方式参加表明書(様式①)、会社概要説明書(様式②)、参加資格に係る書類
令和5年12月11日(月)午後5時(必着)
 - ・①の書類提出が無い者からの企画提案は受け付けない。
 - ・参加資格の審査を行い、令和5年12月15日(金)に結果を発送する。
 - ・プロポーザル方式参加表明書提出後に参加を取りやめる場合には、担当課へ連絡すること。
- ② 企画提案書：令和6年1月10日(水)午後5時(必着)

(3) 提出先

事務局(前記2(4)に同じ)

(4) 提出方法

郵送又は直接持参とする。

(郵送の場合は、書留、その他の到達を確認できる方法によること。)

8. 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、質問書(様式⑥)を提出するものとする。

(1) 質問受付

① 受付期間

令和5年12月1日（金）～12月15日（金）午後5時

② 提出方法

電子メールで受け付ける。電子メールの件名は「座間市立総合福祉センターへの太陽光発電設備等導入事業（PPA事業）に関する質問」とすること。電子メール送付後、電話により提出先へ到達確認すること。

③ 提出先

担当課の電子メールアドレスに提出すること。

(2) 回答

回答は、座間市ホームページに令和5年12月21日（木）午後5時までに全ての質問に対する回答を掲載する（質問を行った法人名等は公表しない。）。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

9. 審査方法

(1) 選定委員会の構成

企画提案は、市職員で構成する「座間市立総合福祉センターへの太陽光発電設備等導入事業（PPA事業）の優先交渉権者に係る公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査する。

(2) 審査内容について

選定委員会は応募資格要件について書類審査を行い、全ての応募者に対し、一次審査結果を通知する。その後、一次審査通過者による企画提案書類についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

また、プレゼンテーション及びヒアリングに際しては事前に書面により事業者に質問を行うことがあるため、その際は書面により回答すること。

(3) 評価基準及び選定方法

審査に当たっては、選定委員会の各委員が「評価基準」に基づき採点し、最も優れた企画提案者を発電事業者としての優先交渉権者とする。ただし、優先交渉権者と合意に至らない場合は、次点の応募者を特定し交渉相手とする。

企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、各委員の評価点の合計が6割を超える場合には優先交渉権者として選定する。

10. 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 関係機関との協議

審査結果により優先交渉権者として選定された事業者は、太陽光発電設備の設置について施設管理者、電気事業者及び経済産業省等と協議を行い、接続契約等必要な手続きを速やかに行うこと。

(2) 協定の締結

優先交渉権者は、市との間で本事業に係る基本的な事項を定めた協定を締結する。なお、その協定に関する協議が調わないときは、優先交渉権者としての決定を取り消すとともに、次点者を繰り上げ、協定に関する協議を行うこととする。

(3) 使用許可申請

市と協定を締結した後に、当該協定書に基づき行政財産目的外使用許可申請書等を提出し使用許可を受けること。

1 1. 優先交渉権者選定スケジュール

(1) 一次（書類）審査

① 日時

令和6年1月10日（水）～1月16日（火）（予定）

② 一次審査の結果

令和6年1月16日（火）に書面を発送する。

書面内容に不備がなく、かつ本実施要領及び業務概要書に定める事項を満たしたと判断された事業者に対し、一次審査合格の連絡を行う。提案者が多数の場合には、「自家消費率の上昇」・「提案価格」の項目について審査し、その当落について連絡を行う。また、審査の過程は公表しない。

(2) 二次（プレゼンテーション）審査

一次審査合格通知の書面を受けた事業者について、「選定委員会」において審査を行い、優先交渉権者を選定する。

① 日時

令和6年1月22日（月）（予定）※時間は別途通知する。

② 会場

座間市庁舎 5階 5-2会議室

③ 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。

④ 発表時間について

1企画提案者当たりプレゼンテーション25分、質疑10分（予定）。

なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、令和6年1月29日（月）に電子メールを送信後、書面を発送する。
また、座間市ホームページにも掲載の予定。

(4) 全体スケジュール

項目	日程
募集告知開始	令和5年12月1日（金）から
参加表明書受付締切	令和5年12月11日（月）午後5時まで
参加資格確認結果通知書発送	令和5年12月15日（金）
質問締切	令和5年12月15日（金）まで
質問書に対する回答	令和5年12月21日（木）午後5時までに掲載
提案書提出締切	令和6年1月10日（水）午後5時まで
一次（書類）審査結果通知書発送	令和6年1月16日（火）
二次（プレゼンテーション）審査	令和6年1月22日（月）開催
優先交渉権者の選定結果通知書 発送	令和6年1月29日（月）
協定締結	令和6年2月5日（月）

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

12. その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

- ① 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は市に帰属する。
- ② 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- ③ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、座間市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。

(3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。

(4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため市と事業予定者

の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

1.3. 失格要件

企画競争参加申請書（参加表明書）提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、若しくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で選定委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- (5) その他、選定委員会が不適切と判断したとき。

<二次（プレゼンテーション）審査評価基準>

評価項目		評価基準	配点
①技術提案（90点）			
1	CO ₂ 削減量	CO ₂ 排出削減に取り組む提案がなされ、施設全体においてCO ₂ の削減効果が高いシミュレーションとなっているか。	20
2	太陽光発電設備及び蓄電池について	太陽光発電の出力（kW）が大きいか。	10
		蓄電池は施設の利用方法に即した現実的かつ有効的な容量であるか。	10
3	提案の実現性について	システム構成、設備設置容量や自家消費量の考え方等、システム提案の内容が明確で実現性があるか。	10
		設備の設置方法は実現性があるか、また安全性が高く、施設への影響が小さいものになっているか。	10
4	災害時のレジリエンス向上	自立運転等の停電時の施設への電力供給について、実現性の高い提案がされているか。 また、レジリエンス向上に資する提案となっているか。	20
5	独自提案	提案者が有する知識や技能、経験等を活かした、座間市ゼロカーボンシティ宣言に資する提案となっているか。	10

②業務遂行能力 (70点)			
6	工事遂行能力	無理のない実施体制、スケジュール等となっているか。市内事業者が活用される提案となっているか。	10
		使用する補助金について、例年の申請のスケジュール等を参考にし、想定している申請期日等を加味した上で、補助金要綱等で規定される期日までに業務を確実に完了するスケジュールとなっているか。	20
7	業務遂行能力	具体性・妥当性のあるメンテナンス計画、実施体制等になっているか。緊急時の対応体制は整っているか。	10
8	事業実施中のリスクに対する対応	事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか。	20
9	財務状況	当期純利益、当期末残高等、資金調達に問題ない財務状況となっているか。	10
③事業実績 (20点)			
10	事業実績	類似の業務履行実績及び専門的な知見・知識を有しており、それらを活かした提案がなされているか。	20
④価格 (30点)			
11	コストメリット	公共施設に再生可能エネルギーを導入し、長期的に利用する(メンテナンス及び撤去費含む)に当たり、全てを独自に導入する場合と比較してコストメリットがあるか。	30
合計			210